

平成31年度
北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法科大学院)

入学者選考試験【前期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目 : 民法・商法・民事訴訟法

試験時間 : 9 : 10 ~ 11 : 50

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて、4ページある。
3. 解答用紙は、両面印刷のB4版で、民法【問1】・【問2】、商法、民事訴訟法の4枚である。
4. 解答用紙は、4枚とも必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）は、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【前期日程】

試験科目名： 民 法

問題（配点：80点）

Aは、Bに強迫され、自分（＝A）の所有する建物（以下「本件建物」という。）を売却する代理権をBに与えるとともに、その旨の委任状をBに交付した。Bは、このAの委任状をCに提示し、Aの代理人としてCに本件建物を売却した。

以上の事案について、次の小問に答えなさい。

問1（配点：40点）

Cは、Aに対して、本件建物の引渡しと登記移転を求めているが、AはこのCの請求を拒絶したい。Cはどのような法律構成に基づきAに対して上記の請求をすると考えられるか、また、そのような法律構成に対してAはどのような反論をすると考えられるか、を説明しなさい。

問2（配点：40点）

AC間の紛争は、Aが本件建物の所有者であることを確認するとともに、AがCに対して迷惑料を支払うことで解決された。また、強迫された状況を脱したAは、Bに対して代理権を与える旨の意思表示を取り消し、Bに交付した委任状を回収した。

その後、Aは、本件建物をDに売却したが、Dに本件建物の引渡しと登記移転をする前に、Aの友人であるEがDに恨みを抱いていることを知り、EのDに対する復讐に協力するため、Eとの間で本件建物の売買契約書を作成し、これに基づいてEへの移転登記をするとともに、Eに本件建物を引き渡した。

- （1）DE間の法律関係がどうなるかを、①AE間で実際に本件建物の売買がされていた場合と、②AE間では実際には本件建物の売買はされておらず、単に虚偽の契約書が作成され、それに基づき移転登記と引渡しがされた場合、のそれぞれについて説明しなさい。
- （2）本件建物について、Eへの移転登記と引渡しがされた後、Eは、ADE間の上記のような事情を知らないFに対し、本件建物を賃貸して引渡しをした、とする。この場合、DF間の法律関係がどうなるかを、上記（1）①及び②のそれぞれに即しつつ、説明しなさい。

【前期日程】

試験科目名： 商 法

問題（配点：40点）

甲株式会社は、非上場の小規模会社である。平成30年5月、甲社は、株主総会の開催に当たって、総会の2週間前までに招集通知を株主に送付したが、株主Aには招集通知が送付されなかった。平成30年6月5日、株主総会決議により、Bが取締役に選任された。この株主総会には株主の大多数が出席しており、Bを取締役に選任する議案については、出席した株主全員が賛成していた。Aの議決権は総株主の議決権の1%に満たない。平成30年6月10日、Bは取締役会により代表取締役に選定された。この株主総会のことを知ったAは、自分に招集通知が送付されなかったことを不満に思っている。

次の各問いについて論じなさい。

問1

平成30年7月の時点で、訴訟において、Bを取締役に選任する株主総会決議の効力を否定することを主張する場合、Aはどのような訴えを提起すべきか。その訴えにおいて、株主総会決議の効力を認めたい甲社はどのような主張をすることが考えられるか。また、Aの請求は認められるか。

問2

問1の訴えにつき、Aの請求を認容する判決が確定した場合、平成30年6月25日に、Bが代表取締役として、第三者と締結した、土地を購入する契約の効力は、甲社に及ぶか。

【前期日程】

試験科目名： 民事訴訟法

問題（配点：40点）

Xは、Yに対して負担していた売買代金債務1000万円のうち700万円を弁済したとして、Yに対して300万円を超えて売買代金債務は存在しない旨の確認を求めて訴え（以下「本件訴え」という。）を提起した。この事案に関して、以下の問いに解答しなさい。

問1 本件訴えの審判対象（訴訟物）は何か。

問2 裁判所は、XがYに対して負担する残債務が400万円であると認定した。この場合において、裁判所はいかなる判決をすべきか。また、この判決が確定した場合、どのような内容の既判力が生じるか。

問3 裁判所は、XがYに対して負担する残債務が100万円であると認定した。この場合において、裁判所はいかなる判決をすべきか。また、この判決が確定した場合、どのような内容の既判力が生じるか。

平成31年度
北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法科大学院)

入学者選考試験【前期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目：憲法・行政法

試験時間：12:50～14:50

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙も含めて、8ページある。
3. 解答用紙は、両面印刷のB4版で、憲法【第1問】・【第2問】、行政法の3枚である。
4. 解答用紙は、3枚とも必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）は、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【前期日程】

試験科目名： 憲 法

第1問（配点：40点）

199×年、大手証券会社が特定の大口顧客に対して巨額の損失保証、損失補てん等を行っていたことが表面化し、大きな社会問題となった。これを契機に証券取引法（現「金融商品取引法」）が改正され、事前の損失保証による勧誘に加え、事後的な損失補てんや利益保証等（以下「利益保証等」という。）の約束を行うことおよびこれらを実行する行為を、証券会社の禁止事項とする条文が新設されるとともに、罰則規定も設けられた。また、利益保証等の禁止は、この改正法の施行前に締結された利益保証等の契約にも適用される（以下「本件改正」または「本件改正法」という。）。

本件改正による利益保証等の禁止は、投資家が自己責任の原則の下で投資判断を行うようにし、市場の価格形成機能を維持するとともに、一部の投資家のみに利益保証等がされることによって生ずる証券市場の中立性および公正性に対する一般投資家の信頼の喪失を防ぐという目的を達成するためのものであると一般に説明されている。

X社は、本件改正の3年前に、Y証券会社に30億円の運用を依頼したが、その際Y証券会社は、年3%の利回り保証をした（以下「本件保証契約」という。）。しかし、本件改正法が施行されたため、本件保証契約が仮に有効であったら得られたであろう約3億円を受け取ることができなくなった。

この事例に含まれる憲法上の問題点について、関連する判例および学説にふれつつ、論じなさい。

【前期日程】

試験科目名： 憲 法

第2問（配点：40点）

予算とは、一会計年度における国の財政行為の準則である。かかる予算について、以下の問いに答えなさい。

問1

予算の法的性格について予算法律説を採った場合には、いわゆる「予算と法律の不一致」の問題は解消されると説く見解がある。かかる見解の妥当性について論じなさい。

問2

内閣が作成した予算案に対し、国会は増額修正を行うことができるか。また行うことができるとして、国会による増額修正に限界はあるか。これらの問題について論じなさい。

【前期日程】

試験科目名： 行政法

問題（配点：40点）

S市は、同市と県内外の他都市とを結ぶ在来線の連続立体交差事業および同鉄道のS駅高架化に併せ、S駅を中心とする約6ヘクタールの地区につき、2017年5月18日に土地区画整理事業に係る都市計画決定（以下「本件都市計画決定」という。）を行い（都市計画法12条1項1号）、同年12月18日に県知事から設計概要の認可（以下「本件設計概要の認可」という。）を受け、2018年1月18日、事業計画を決定（以下「本件事業計画決定」という。）し、これを公告した（なお、本件事業計画決定にあたっては、土地区画整理法55条に従い、事業計画は公衆の縦覧に供され、利害関係者は意見書を提出でき、意見書の内容の審査は、県の都市計画審議会により、行政不服審査法に関する規定を準用する形で問題なく行われている）。土地区画整理事業の事業計画は、施工地区、設計の概要、事業施工期間、資金計画といった土地区画整理事業の基礎的事項を一般的に定めるものであるが（土地区画整理法6条1項、同54条）、設計説明書には、「事業施行後における施行区域内の宅地の地積の合計」の「事業施行前における施行区域内の宅地の地積の合計」に対する割合が記載されることになっており、土地区画整理事業が施行されることによって、どの程度の減歩が行われることになるのかが判明する。また設計図（1200分の1以上のもの）には、事業施行後における施行区域内の公共施設等の位置、形状が示されることになっており、事業計画が決定されると、土地区画整理事業の施行によって施行区域内の宅地所有者等の権利にいかなる影響が及ぶのかについて、一定の限度で予測することが可能になるものとなっている（土地区画整理法施行規則6条）。本件土地区画整理事業の施行地区内に土地を有するX1及びX2は、本件事業が道路・公園・駅前広場等の公共施設の整備改善の点に不備があり、また施行区域を当初の予定より大幅に縮小したため減歩率が高く宅地の利用促進に資さない（土地区画整理法2条1項）と考え、2018年5月1日現在、行政訴訟を提起しようと考えている。あなたがX1及びX2の訴訟代理人であるとして、以下の問いに答えなさい。

問1

X1及びX2は、2018年5月1日現在、S市またはH県知事のどの行為を対象に、いかなる訴訟を提起すればよいか答えなさい（行政事件訴訟法に規定されている訴訟類型に限る。仮の救済について答える必要はない。）。

【前期日程】

試験科目名： 行政法

問2

X2は、問1の訴訟を提起することなく、その後、2019年5月1日に換地処分（以下「本件換地処分」という。参照、都市区画整理法103条）を受けたため、直ちに本件換地処分の取消訴訟を提起した。X2は、本件換地処分取消訴訟において、問1でX1が提起した訴訟の対象となるS市またはH県知事の行為の違法性を主張することができるか検討せよ。

（参考条文）

○土地区画整理法

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、土地区画整理事業に関し、その施行者、施行方法、費用の負担等必要な事項を規定することにより、健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「土地区画整理事業」とは、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、この法律で定めるところに従って行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業をいう。

2 略

3 この法律において「施行者」とは、土地区画整理事業を施行する者をいう。

以下略

（土地区画整理事業の施行）

第三条

4 都道府県又は市町村は、施行区域の土地について土地区画整理事業を施行することができる。

第六条 第四条第一項の事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、施行地区（施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区）、設計の概要、事業施行期間及び資金計画を定めなければならない。

（施行規程及び事業計画の決定）

第五十二条 都道府県又は市町村は、第三条第四項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする場合においては、施行規程及び事業計画を定めなければならない。この場合において、その事業計画において定める設計の概要について、国土交通省令で定めるところにより、都道府県にあつては国土交通大臣の、市町村にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

【前期日程】

試験科目名： 行政法

2 都道府県又は市町村が第三条第四項の規定により施行する土地区画整理事業について事業計画を定めた場合においては、市町村にあつては前項に規定する認可をもつて都市計画法第五十九条第一項に規定する認可とみなす。

（施行規程）

第五十三条 前条第一項の施行規程は、当該都道府県又は市町村の条例で定める。

2 前項の施行規程には、左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 土地区画整理事業の名称

二 施行地区（施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区）に含まれる地域の名称

三 土地区画整理事業の範囲

四 事務所の所在地

五 費用の分担に関する事項

六 保留地を定めようとする場合においては、保留地の処分方法に関する事項

七 土地区画整理審議会並びにその委員及び予備委員に関する事項（委員の報酬及び費用弁償に関する事項を除く。）

八 その他政令で定める事項

（事業計画）

第五十四条 第六条の規定は、第五十二条第一項の事業計画について準用する。

第五十五条 都道府県又は市町村が第五十二条第一項の事業計画を定めようとする場合においては、都道府県知事又は市町村長は、政令で定めるところにより、事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。この場合においては、市町村長は、あらかじめ、その事業計画を都道府県知事に送付しなければならない。

2 利害関係者は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、都道府県知事に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

3 都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつた場合においては、これを都道府県都市計画審議会に付議しなければならない。

4 都道府県知事は、都道府県都市計画審議会が前項の意見書の内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると議決した場合においては、都道府県が定めようとする事業計画については自ら必要な修正を加え、市町村が定めようとする事業計画についてはその市町村に対し必要な修正を加えるべきことを求め、都道府県都市計画審議会がその意見書に係る意見を採択すべきでないとして議決した場合においては、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

【前期日程】

試験科目名： 行政法

5 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法第二章第三節（第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「都道府県都市計画審議会」と読み替えるものとする。

以下略

（換地処分）

第百三条 換地処分は、関係権利者に換地計画において定められた関係事項を通知してするものとする。

2 換地処分は、換地計画に係る区域の全部について土地区画整理事業の工事が完了した後において、遅滞なく、しなければならない。ただし、規準、規約、定款又は施行規程に別段の定めがある場合においては、換地計画に係る区域の全部について工事が完了する以前においても換地処分をすることができる。

3 個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は機構等は、換地処分をした場合においては、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、換地処分をした場合においては、その旨を公告しなければならない。都道府県知事は、都道府県が換地処分をした場合又は前項の届出があつた場合においては、換地処分があつた旨を公告しなければならない。

以下略

○土地区画整理法施行規則

（設計の概要に関する図書）

第六条 法第六条第一項に規定する設計の概要、（中略）は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。

2 前項の設計説明書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該土地区画整理事業の目的

二 施行地区内の土地の現況

三 土地区画整理事業の施行後における施行地区内の宅地の地積（保留地の予定地積を除く。）の合計の土地区画整理事業の施行前における施行地区内の宅地の地積の合計に対する割合

四 保留地の予定地積

五 公共施設の整備改善の方針

六 法第二条第二項に規定する工作物その他の物件の設置、管理及び処分に関する事業又は埋立て若しくは干拓に関する事業が行われる場合においては、その事業の概要

【前期日程】

試験科目名： 行政法

七 住宅先行建設区の面積

八 市街地再開発事業区的面積

九 高度利用推進区的面積

3 第一項の設計図は、縮尺千二百分の一以上とし、土地区画整理事業の施行後における施行地区内の公共施設並びに鉄道、軌道、官公署、学校及び墓地の用に供する宅地の位置及び形状を、土地区画整理事業の施行により新設し、又は変更される部分と既設のもので変更されない部分とに区別して表示したものでなければならない。

○都市計画法

（市街地開発事業）

第十二条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる事業を定めることができる。

一 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業

以下略

（施行者）

第五十九条 都市計画事業は、市町村が、都道府県知事（第一号法定受託事務として施行する場合にあつては、国土交通大臣）の認可を受けて施行する。

平成31年度
北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法科大学院)

入学者選考試験【前期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目：刑法・刑事訴訟法

試験時間：15:30～17:30

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて、4ページある。
3. 解答用紙は、両面印刷のB4版で、刑法【第1問】・【第2問】、刑事訴訟法の3枚である。
4. 解答用紙は、3枚とも必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）は、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【前期日程】

試験科目名： 刑 法

第1問（配点：40点）

Xは、Yと共謀の上、深夜、飲食店街の路上で、以前トラブルのあったAを痛めつけてやろうと考え、Aの頭部をビール瓶で殴打したり、足蹴にしたりするなどの暴行を加えた。Yは、自分の判断で、この機会に殺してしまえと、ひそかに決意し、底の割れたビール瓶で被害者の後頸部等を突き刺すなどし、Aに左後頸部刺創による左後頸部血管損傷等の傷害を負わせた。Aの負った左後頸部刺創は、頸椎左後方に達し、深頸静脈、外椎骨静脈沿叢などを損傷し、多量の出血を来すものであった。

Aは、受傷後直ちに知人の運転する車で病院に赴いて受診し、翌日未明までに止血のための緊急手術を受け、術後、いったんは容体が安定し、担当医は、加療期間について、良好に経過すれば、約3週間との見通しを持った。

しかし、Aは無断退院しようとして、体から治療用の管を抜くなどして暴れ、それが原因で容体が急変し、他の病院に転院したが、事件の5日後に上記左後頸部刺創に基づく頭部循環障害による脳機能障害により死亡した。

XとYの罪責を論じなさい。ただし、特別法については論じる必要はない。

第2問（配点：40点）

暴力団員であるXとYは、覚せい剤取引を口実に、対立抗争中の暴力団に属するAをおびき出して殺害し、覚せい剤を奪う計画を立てた。

Yは、Aに対し、覚せい剤の買い手がいるように装って覚せい剤の取引を申し込み、某日、Aを甲ホテルの501号室に呼び出した。Yは、Aが持参した約1キログラムの覚せい剤を見てその値段を尋ねたりした後、「買い主を別室で待たせているから、品物を見せてくる。ちょっと貸してくれるか」とAから覚せい剤を受け取った。Yはこれを持って、Aを残して505室に赴き、そこで待機させていたXに向かって「あと3分くらいしたら、やってくれ」と告げて、持参していたカバンに覚せい剤をしまい込み、そのままホテルの1階に降りて立ち去った。約3分後、Xは501号室をノックしてAにドアを開けさせた瞬間に、隠し持っていた拳銃でAを射殺して逃走した。

XとYの罪責について論じなさい。ただし、特別法については論じる必要はない。

試験科目名： 刑事訴訟法

問題（配点：40点）

平成30年4月25日、S市郊外の山林においてVの死体が発見され、刃物を凶器とする他殺体であることが判明した。そのため、T警察署刑事第一課の警察官Kは、殺人・死体遺棄事件（以下「A事件」という。）としての捜査を開始したところ、Vとその同棲相手であるXとの間で別れ話のもつれがあったという情報を入手したことから、被疑者としてXが浮上した。しかし、それ以上の情報はなく、捜査は手詰まりの状況であった。

他方、Xについては、被害相当額が数百万円に上る住居侵入・窃盗事件（以下「B事件」という。）の被疑者として、かねてからT警察署刑事第三課による内偵捜査が進められていた。その捜査の結果、B事件の発生直後の時間帯において被害者方付近の防犯カメラにXが映っていること等が判明し、それらの証拠が収集されたことから、同年5月7日、XがB事件により通常逮捕された。Xは、B事件について、S地方検察庁検察官Pによる同月9日の勾留請求を経て、同月10日に勾留され、同月18日には勾留期間が更に10日間延長された。

Xは、その逮捕・勾留中において、B事件に関する取調べに対して終始黙秘したため、同月15日以降はB事件に関する取調べが一切行われなかった。刑事第三課の警察官及び検察官Pは、防犯ビデオ映像の解析等の裏付け捜査を連日実施し、同月21日までの間において、各関係証拠を収集した。それらの証拠をPが検討した結果、黙秘のままでもXを起訴できるという判断に至った。しかし、Pは、後述のとおりA事件に関する取調べをしていたKからB事件での起訴を遅らせることを要望され、これを了承した。結局、B事件については、同月22日以降、その裏付け捜査が行われることはなく、Xに対する取調べも再開されないまま、勾留満期である同月28日に起訴された。

一方、Kは、B事件に関する取調べが行われていない状況を利用し、同月18日からA事件に関するXの取調べを開始し、同月28日までの間において、毎日6時間程度の取調べを行った。Xは、Kによる取調べに対しては否認しつつも供述には応じており、同月25日には自白を始めた。

以上の逮捕・勾留手続及びB事件に関する取調べの適法性を論じなさい。

ただし、Xの逮捕・勾留手続については、B事件に関する刑事訴訟法199条1項（同規則143条の3を含む）、207条1項、60条1項の要件を充足し

平成31年度 北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻（法科大学院）入学者選考試験
【前期日程】

試験科目名： 刑事訴訟法

ていたものとする。また、各取調べにおいては、刑事訴訟法198条2項の黙秘
権告知が適切に行われていたものとする。

民法

民法総則と物権法に関する基礎的な理解を問う問題である。

問1では、強迫によって代理権授与行為がされた事例につき、強迫により代理権授与行為が取り消された場合、取消しの遡及効が代理行為に及ぼす影響と表見代理の成否が問われている。

問2では、177条の「第三者」につき、背信的悪意者及び無権利者がこれに当たるかを問うた上、背信的悪意者からの賃借人及び94条2項の「第三者」と未登記の所有権取得者との関係につき、検討を求めている。

商法

問1

株主総会決議の瑕疵について問う問題である。株主総会の招集手続の法令違反は取消し事由であり、決議取消しの訴えを提起すべきである。取消し事由があることは明らかであり、甲社の主張としては、裁量棄却（会社831条2項）が考えられる。違反事実が重大でなく、かつ決議に影響を及ぼさないものといえるかどうかを適切に論じる必要がある。

問2

株主総会決議を取消す判決が確定した場合、その判決には遡及効があるものと解される。そのため、Bは取締役には選任されなかったことになり、代表取締役でもなかったことになる。代表権のないBが、代表取締役としてした行為の効力が問題になる。表見代表取締役（会社354条）の類推適用などが考えられる。

民事訴訟法

債務のうちの一部の不存在の確認を求める債務不存在確認の訴えを巡る基本的な事項の理解を試す問題である。審判対象（訴訟物）が請求権の不存在であることを示した上で、一部認容判決または申立てを超えた判決の許容性を処分権主義の観点から論述すること、また、既判力の生じる範囲とその内容を正確に論述することが求められる。

憲法

第1問

本問の主要な論点は、既得財産権を、法律により事後的に不利益変更することが憲法 29 条 1 項・2 項に違反しないか否かである。この点に関する関連判例としては、国有農地等の売払いに関する特別措置法 2 条に関する最大判 S53・7・12 民集 32・5・946 または証券取引法 42 条の 2 に関する最 2 小判 H15・4・18 民集 57・4・366 がある。それ以外にも、いわゆる森林法違憲判決（最大判 S62・4・22 民集 41・3・408）の判断枠組みを応用することもできる。

第2問

本問は、予算に関する基本的な理解を問う問題である。

問 1 は、予算の法的性格についての問題である。この論点については、かつては問題文のように説かれることがあったが、現在ではこのような考え方は一般的に否定されている。その理由を論じることができれば、解答としては十分である。

問 2 は、国会の予算修正権についての問題である。とりわけ国会による増額修正の可否及びその限界については争いがあるところ、その点に関する学説状況を論じることができれば解答としては十分である。

いずれの問いについても、学部レベルの内容を理解していれば合格点を得ることは十分に可能である。

行政法

本問【問 1】は、駅前再開発を目的とする土地区画整理事業の流れに焦点を当て、施行区域内に財産権を持つ利害関係者が当該土地区画整理事業の違法性を主張するにあたって、どの段階で、何を対象に、どのような訴訟を提起すればよいかを問うものである。争点となるのは、所謂「処分性」であり、土地区画整理事業に関する都市計画決定、知事による設計概要の認可、事業計画決定のうち、取消訴訟の対象とすべきは、これら一連の行為の内のいずれか（及びその理由）を問うている。他方、本問【問 2】は、【問 1】において取消訴訟の対象となる事業計画決定を提起しなかった者が、後の換地処分の段階で、換地処分取消訴訟を提起した場合に、換地処分取消訴訟において、先行する事業計画決定の違法性を主張することができるか（違法性の承継が認められるための要件）についての判例・学説に関する知識を問うものである。

刑法

本問は刑法総論の因果関係に関する問題である。総論の授業で必ず取り上げる最決平成16年2月17日刑集58巻2号169頁を理解していることが解答のための前提となる。従来、裁判所は条件説を採用してきたといわれ、学説の多数説は相当因果関係説を採っているといわれてきた。本件においては、被害者が自ら治療を無効化する行為を行っているのであり、被害者自身の関与と因果関係ということを問題にしている。この被害者自身の関与が因果関係の認定にどう影響するかを論じながら、解答することが求められる。また、共犯者が本来の意思の連絡内容の限界を勝手に超えており、共犯の過剰についても簡単に問うている。

刑事訴訟法

本問は、いわゆる「別件逮捕・勾留」と称される捜査法分野における代表的な論点を主な内容とするものである。問題文は比較的長めであるが、構造は単純であるので、冷静に問題文の事実関係を整理し、逮捕・勾留手続の違法性の結論を導くために必要十分な事実を抽出すべきである。

「別件逮捕・勾留」の論点については諸説あるが、本問は、特定の考え方による処理を求めるものではなく、自らが適切と考える立場又はその組合せに基づき、解決に必要な規範を提示した上で、それに対して前記のとおり抽出した事実を忠実にあてはめて結論を導くことができれば、入学試験時点での能力として十分に評価できる。